

「公開基準」の一部変更について

分散飼育地におけるトキの一般公開については平成 26 年 8 月 28 日付け環境省自然環境局長より各関係機関に発出しました「分散飼育地におけるトキの一般公開について」及び別紙の「分散飼育地におけるトキの一般公開にあたっての諸条件及び手続き」（以下「公開基準」という）により進められている。

今回の変更は公開基準に示されている「公開する個体」について、以下の理由によりその一部を変更し、今後の保護増殖事業の推進に繋げるものである。

第 2 トキの一般公開にあたっての諸条件

(2) 公開する個体について

公開する個体については、佐渡トキ保護センター（復帰ステーション含む）と各分散飼育地を併せた全体のケージ収容力、飼育・繁殖計画、放鳥計画、以下のア）～エ）に示す公開候補の個体数等を勘案し、分散飼育地の希望を確認した上で、環境省、佐渡トキ保護センター及び公開希望の分散飼育地で協議のうえ選定する。

なお、(3) ただし書きに記されているように、現有の飼育繁殖施設を活用して飼育中のトキを公開する場合は、これに拘わらない。

ア) 放鳥・繁殖に適さない個体（又は放鳥・繁殖の優先度が低い個体）

~~イ) 繁殖ケージの収容力と繁殖計画の関係から、繁殖ペアの対象としない個体（又は繁殖の優先度が低い繁殖ペア）~~

ウ) 雌雄のバランスの問題による余剰個体

エ) 分散飼育地で繁殖した個体で佐渡トキ保護センターに返送するまでの間（一時措置）

1. 繁殖に関する項目を削除する理由

佐渡ふれあいプラザ、いしかわ動物園トキ里山館の繁殖状況をみると、一般公開専用の新設した公開ケージにおける繁殖成績は概ね良好である。

また、一般公開専用施設は繁殖期においても公開基準第 2(3) 公開する施設等についてのウ) において、公開中のトキの生育に著しい影響を与えないような措置をとることとされているので本施設内での繁殖には問題は生じないと判断している。一般公開施設を飼育・繁殖計画に加えることで検討するため、繁殖に関する項目を削除とする。

2. 各施設の状況

①佐渡市トキふれあいプラザの繁殖状況

平成 25 年度	7 個産卵	→	ふ化なし	→	巣立ちなし	→	放鳥なし(AV ペア)
平成 26 年度	5 個産卵	→	3 羽ふ化(自然)	→	3 羽巣立ち(自然)	→	3 羽放鳥
平成 27 年度	7 個産卵	→	2 羽ふ化(自然)	→	2 羽巣立ち(自然)	→	1 羽放鳥
平成 28 年度	6 個産卵	→	2 羽ふ化(自然)	→	2 羽巣立ち(自然)	→	1 羽放鳥
平成 29 年度	19 個産卵	→	1 羽ふ化(人工)	→	1 羽巣立ち(仮親)		

②いしかわ動物園トキ里山館

平成 29 年度	5 個産卵	→	1 羽ふ化(人工)	→	1 羽巣立ち(自然)
----------	-------	---	-----------	---	------------

(別紙)

分散飼育地におけるトキの一般公開にあたっての諸条件及び手続きについて

第 1 トキの一般公開に係る基本的考え方及び普及啓発効果

分散飼育地におけるトキの飼育個体の公開は、トキの保護増殖事業に基づき、トキ野生復帰に資するものとして行わなければならない。また、トキの分散飼育及び野生復帰の取組が、地域住民をはじめ広く国民の理解を深めるものでなければならない。

(1) 一般公開に係る基本的考え方

- ・ トキの保護増殖事業計画及びこれに基づく野生復帰に資するものであること
- ・ 以下に示す分散飼育の主旨に合致するものであること
 - ① 鳥インフルエンザ等の感染症による絶滅の回避をするものであること
 - ② 佐渡トキ保護センターのトキの飼育・繁殖機能を補完するものであること

(2) 一般公開による普及啓発効果

- ・ 効果的な教育・普及啓発活動につながるものであること
- ・ トキの野生復帰や自然と共生する地域社会づくりに関する情報提供の場となること

第 2 トキの一般公開にあたっての諸条件

分散飼育地においてトキを一般公開するにあたっては、以下に示す諸条件を満足するものであることとする。なお、以下の諸条件を踏まえ第 3 の(1)に示すトキの一般公開実施計画書(仮称)(以下、「公開計画書」という。)を作成するものとする。

(1) 公開における教育・普及啓発事項について

教育・普及啓発に係る事項として、以下に示すア)～キ)の事項に係る具体的な内容について、公開計画書に記載するとともに、教育・普及啓発活動として実践すること。

なお、以下に示すもの以外で、既に実施しているものや今後新たに取り組む予定のものがある場合についても、同様に公開計画書に記載するものとし、教育・普及啓発活動として実施するものとする。

- ア) 日本におけるトキ保護の歴史、トキの生態等に関する内容の紹介
- イ) 環境省が行うトキの保護増殖事業及び野生復帰の取組の紹介
- ウ) 当該分散飼育地における保護増殖事業の取組の紹介(場所、飼育数などの情報、啓発普及活動含む)
- エ) 当該分散飼育地以外の飼育地の紹介(場所、飼育数などの情報)
- オ) 国内唯一の野生復帰現場である佐渡市、佐渡の地域住民及びその他関係者が実施している取組の紹介
- カ) 各分散飼育地と佐渡市、または分散飼育地間における研修その他を含めた人的交流の実施

キ) 佐渡市及び各分散飼育地の教育・普及啓発内容と整合、また、定期的な情報交換

(2) 公開する個体について

公開する個体については、佐渡トキ保護センター(復帰ステーション含む)と各分散飼育地を併せた全体のケージ収容力、飼育・繁殖計画、放鳥計画、以下のア)～エウ)に示す公開候補の個体数等を勘案し、分散飼育地の希望を確認した上で、環境省、佐渡トキ保護センター及び公開希望の分散飼育地で協議のうえ選定する。

なお、(3)ただし書きに記されているように、現有の飼育繁殖施設を活用して飼育中のトキを公開する場合は、これに拘わらない。

ア) 放鳥・繁殖に適さない個体(又は放鳥・繁殖の優先度が低い個体)

イ) ~~繁殖ケージの収容量と繁殖計画の関係から、繁殖ペアの対象としない個体(又は繁殖の優先度が低い繁殖ペア)~~

ウイ) 雌雄のバランスの問題による余剰個体

エウ) 分散飼育地で繁殖した個体で佐渡トキ保護センターに返送するまでの間(一時措置)

(3) 公開する施設等について

トキを一般公開する施設は、現有の飼育繁殖施設とは分離して専用の公開施設によることを原則とし、施設の仕様等については、以下のア)～キ)の事項に適合するものとする。ただし、現有の飼育繁殖施設を活用して飼育中のトキを公開することを妨げないが、その場合の施設等公開の方式は以下のク)～コ)の事項に適合するものとする。

[専用施設により公開する場合]

ア) トキを公開するための施設は、非公開の飼育繁殖ケージとは分離すること。

イ) 分離にあたっては、感染症リスク等を回避する(増大させない)ために、専門家の意見を踏まえつつ、一定の距離をとる、または防疫のための防壁を設置する等の適切な処置を講ずること。

ウ) トキを公開するための施設は、トキの飛翔空間が確保されるよう一定以上の規模を有し十分な収容スペースを確保すること。

エ) トキが施設内で飛翔衝突等によるケガをしないよう、施設内の周囲にネットを張るなど必要な処置を講ずること。

オ) 見学者による諸雑音によりトキが驚いたり、大勢の見学者の入場により過度なストレスが掛かるなど、公開中のトキの生育状況に著しい影響を与えないために必要な処置を講ずること。

カ) トキと見学者が、直接接触できないようにすること。

キ) 公開個体の一時収容等を非公開の飼育繁殖ケージと共有して非公開個体の収容力が圧迫されることのないよう、専用の一時的収容等のためのスペースを確保すること。

[現有の飼育繁殖施設を活用する場合]

ク) 感染症リスク等を回避するため、トキを見学できる場所と現有の飼育繁殖ケージは、専門家の意見を踏まえつつ、一定の距離をとる、または防疫のための防壁を設置する等の適切な処置を講ずること。

ケ) 見学者による諸雑音によりトキが驚いたり、大勢の見学者の入場により過度なストレスが掛かるなど、公開中のトキの生育状況に著しい影響を与えないために必要が処置を講ずること。

コ) トキと見学者が、直接接できないようにすること。

サ) 日常のトキの飼育繁殖に係る作業の妨げとならないよう、公開する日時・時間や見学者の人数等について必要な制限を設けること。

(4) 公開にあたっての管理体制について

ア) 公開のため、現在の非公開個体の飼育・繁殖環境の縮小を行わないものであること。

イ) 公開による、個体の飼育管理、施設の維持管理等の体制を適切に整備し、予算・労働力が確保されるものであること。

(5) 事故等への対応について

公開したことに起因すると思われるトキの事故等(怪我、状態変化など)が発生した場合は、速やかに公開を止めること。

また、事故等の発生原因を究明するとともに、適切な対策を講ずること。

なお、事故等の発生時における連絡体制等については、別に示すものとする。

第 3 トキの一般公開に向けた手続き等

分散飼育地において、トキの一般公開にあたっては、以下に記す(1)～(4)の手続きを適切に行うこととする。なお、新たな公開個体を必要とする場合は、さらに(6)の手続きを行う。

(1) 専門家からの意見徴収

公開を希望する分散飼育地の県知事、市長等(以下、「県知事等」という。)は、公開計画書(案)を作成の上、トキ野生復帰検討会(トキ飼育繁殖小委員会含む)にその内容を説明し、意見を徴する。

なお、公開計画書に記載する事項は、以下の項目とする。

- ① トキの公開に関する基本方針
- ② トキの公開にあたっての教育・普及啓発事項
- ③ 公開するトキの個体の選定
- ④ 公開する施設及び公開方法の詳細
- ⑤ 公開にあたっての管理体制
- ⑥ 事故等への対応について

(2) 公開計画書の提出

県知事等は、トキ野生復帰検討会(トキ飼育繁殖小委員会含む)からの意見を踏まえ、公開計画書を作成の上、環境大臣に提出するものとする。なお、これとは別に既にトキの分散飼育実施計画書(以下、「分散飼育計画書」という。)が提出されている場合は、併せて分散飼育計画書を変更し、これを環境大臣あて提出する。

(3) 公開の可否の通知

環境大臣は提出された公開計画書及び分散飼育計画書について確認の上、公開の可否

について決定し、県知事等に通知する。

(4) 法第 46 の確認・認定を受けた保護増殖事業に係る計画の見直し

県知事等は、必要に応じて絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号、以下「種の保存法」という)第 46 条第 2 項の確認、第 3 項の認定を受けた保護増殖事業に係る計画を見直しの上、地方環境事務所長を経由して、環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室長に保護増殖事業確認・認定内容変更申請書を提出するものとする。

希少種保全推進室長は提出された保護増殖事業確認・認定内容変更申請書について確認の上、県知事等に通知する。

(5) 公開する施設等の確認

県知事等は、公開計画書で提出した予定の施設等が整備された場合は、トキの一般公開を始める前に環境省及びトキ野生復帰検討会(トキ飼育繁殖小委員会含む)の確認を受けるものとする。

(6) トキの引き渡しに係る手続き等

県知事等は、トキの移送計画書を作成の上、環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室長へ提出し、移送計画を協議する。また、併せて、環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令(平成 12 年総理府令第 140 号)に基づく無償貸与契約等の手続きを行い、その後にトキの引き渡しを実施するものとする。

第 4 トキの個体の取扱い等

トキの個体の取り扱いについては、種の保存法、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規程を遵守するほか、トキの分散飼育について(環自野第 081211002 号、環境省自然環境局長通知)第 2 の(2)の規程によるものとする。

第 5 その他

本通知に定める内容は、トキの一般公開後の知見の集積や状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくものとする。